

[総合戦略編]

第1章 総合戦略の策定に向けて

1. 総合計画と総合戦略

「三木市総合計画」は、平成 30(2018)年までを期間と定め、平成 19(2007)年 12 月に「まちがめざす目標と経営の方針」をまとめ、策定しました。

そして、平成 23 (2011)年 5 月の地方自治法改正に伴い、総合計画の基本部分である「基本構想」について、法による策定義務がなくなり、総合計画を策定するかどうかは自治体が独自に判断することになりました。

既に、三木市では、総合計画に変わるものとして、マニフェスト型の政策を打ち出し、その達成に向けて毎年各部署が目標を立て進行管理を行なっています。

このたびの創生計画における総合戦略では、三木市が抱える課題を解決し、まちの活力を生むために平成 27 (2015)年度から平成 31 (2019)年度までの 5 か年に重点的に取り組む施策の内容を定めます。

加えて、人口減少社会において市民の暮らしを守り、まちを活性化していくため、短期の 5 か年計画にとどまらず、中・長期にも視野を置きながら、平成 72 (2060)年の目標人口ビジョンをめざすものであり、その意味から総合計画に代わる計画として位置づけました。

なお、平成 29 (2017) 年度から新たな総合計画の策定を進めていくこととなったことから、現創生計画の次の段階となる平成 32 (2020) 年度から平成 36 (2024) 年度までの「第 2 期三木市創生計画」については、「(新)三木市総合計画」の内容と整合を図るとともに、「第 1 期三木市創生計画」の検証を進めながら、現計画の施策を総花的に網羅した体系から人口減少に特化した施策を中心とした計画として見直していく方針です。